



広報

# かも

No. 569

平成15年

11



お気軽にいでください

## 市民と市長の「よもやま話」の日

11月11日(火) 午後1時30分から行います。  
12月25日(木) 時間等については御相談ください。

【受付・問い合わせ】 市役所3階 総務課広報広聴係  
(☎ 52-0080 内線323)  
までお願いします

主な内容

### ■小池市長の市政報告

- ・「自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書」を再度提出したことについて

### ■加茂の風土記

- 歯の健康「キシリトールについて」

⑦

⑧

⑨

商店街大通り秋まつり(10月19日)

# 市政報告

加茂市長 小池清彦

ました。

この要望書は、大きな反響を呼びましたが、残念ながら、この憲法違反の法案は、国会で可決されてしましました。

しかしながら、イラク国内におけるゲリラ戦は、ますます激しくなり、かつてのベトナムのような泥沼の状態になつております。

それなのに、小泉総理は、冷酷にも自衛隊員をイラクへ派遣しよ

本年七月八日、「イラク特措法案を廃案とすることを求める要望書」を、総理大臣、各大臣、全国会議員に提出し、その内容は、広報かも七月号でお知らせ申し上げ

うとしています。

自衛隊員は、自衛隊法でも明らかのように、祖国防衛のために入隊してきた人達であつて、世界のゲリラ戦場へ赴くために入隊した人達ではありません。

イラク派兵が行われるならば、憲法の歯止めはなくなり、自衛隊は、世界のほとんどあらゆる戦場に派遣されることになります。そうなれば、自衛隊に入隊する人はいなくなり、徴兵制が敷かれて、日本人は再び海外で血を流すことになります。

私は、この事態を座視するに忍びず、十月二十二日、再び「自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書」を内閣総理大臣、官房長官、防衛庁長官及び外務大臣に提出いたしました。また、その写しをその他の全閣僚と全参議院議員及び全前衆議院議員に送付いたしました。

御一読いただければ、ありがたく存じます。

平成十五年十月二十二日

内閣総理大臣  
閣官房長官  
外務大臣  
様様

元防衛庁教育訓練局長  
新潟県加茂市長  
小池清彦

## 自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書

- 一 イラク特措法は、形式的には成立いたしましたが、憲法違反の法律であります。
- 二 イラク特措法第二条第三項は、「戦闘行為」を「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう」と定義しております。そして政府は、「国際的な武力紛争」とは、「国又は国に準ずるものとの間の武力紛争」であって、「国に準ずるもの」とは、せいぜいで交戦団体であると説明しておられるのであります。しかし、「交戦団体」であり得るためには、相手方がこれを承認することが必要ですから、「交戦団体」というものはめったに存在するものではありません。
- 三 従つて、イラク特措法においては、国家間の武力紛争における戦闘行為のみが戦闘行為と定義されているのであります。即ち、イラク特措法においては、正規軍との戦闘行為のみが戦闘行為なのであって、不正規軍との戦闘行為、即ち、ゲリラ戦は、戦闘行為ではないのであります。これは戦時国際法上の「戦闘行為」の概念とは全く異なるものであり、イラク特措法は、戦時国際法にも違反する法律であります。
- 四 このように、イラク特措法では、不正規軍とのゲリラ戦の戦場であるイラク全土が非戦闘地域なのであって、イラク全土が自衛隊を派遣できる地域となっているのであります

す。

五

本年七月二十三日の党首討論において、民主党の菅代表の「イラクのどこが非戦闘地域なのか言つてください」との質問に対し、総理は「私に分かるわけがないじゃないですか」と答弁されました。しかし、これは完全にごまかして答弁されたものであって、イラク特措法によれば、「イラク全土が非戦闘地域であります」というのが正確な答弁であったはずであります。

六

現代の武力紛争、即ち戦争は、ほとんどが不正規軍とのゲリラ戦であります。従つて、イラク特措法の論理に従えば、自衛隊を世界のほとんど全ての戦場に派遣することが可能となるのであります。

七 ゲリラ戦の戦場に派遣された武装した部隊である自衛隊は、不正規軍であるゲリラから攻撃を受ければ、これに応戦し、戦闘が行われ、武力が行使されることになります。即ち、ゲリラ戦の戦場への自衛隊の派遣は、不正規軍であるゲリラからの攻撃を受けければ、さらには攻撃を受けそうになれば、自ら武力を行使することを、その派遣の目的の一つにしているのであります。

八 一方、「『武力を行使する目的を持つて、武装した部隊を海外へ派遣すること』即ち『海外派兵』は、憲法第九条

に違反する許されざる行為である」というのがこれまでの日本国政府の一貫した憲法解釈であり、このことは現在も変わつておりません。しかるに前述のとおり、ゲリラ戦の戦場への自衛隊の派遣は、「武力を行使する目的を持つて、武装した部隊を海外へ派遣すること」であり、明らかに海外派兵であります。従つて、イラク特措法は、明確な憲法違反の法律であります。

九

このような憲法違反の法律に基づく、憲法違反の自衛隊イラク派遣は、厳に慎むべきであります。

十

本年五月一日のブッシュ大統領の戦闘終結宣言から十月二十日までのわずか半年もたたない間のゲリラ戦における米軍の死者は二百人、英軍の死者は十八人、その他の国の軍隊の死者は四人といわれております。負傷者の数は、その五倍近くにのぼるものと推定されます。これは、米英軍の攻撃が開始されてから米大統領の戦闘終結宣言までのイラク軍との戦闘期間中における米軍死者百三十九人、英軍死者三十三人の合計を大きく上回るものであります。これらは、アメリカの民間団体が米国防総省、中央軍司令部及び英国防省の発表に基づき集計した結果を、インターネットのホームページに掲げている数字であります。これは、イラク全土が、ベトナム戦争やチエチエン紛争と同様の泥沼化したゲリラ戦の状態になつていることを示しております。政府が陸上自衛隊の派遣を計画しておられるというイ

ラク南部も、決して安全ではありません。イラク全土が不正規軍によるゲリラ戦の戦場なのであります。航空自衛隊の航空機の派遣を計画しておられるというバグダッド空港に至っては、ゲリラ戦の戦場の中心部であります。輸送機に鉄板を貼つたくらいで、飛行中のミサイル攻撃や駐機中のロケット攻撃を防げるものではありません。

#### 十一　日本国憲法の下で自衛隊法第五十二条（服務の本旨）

には、「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、・・・事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする」とあります。ここには、自衛隊の使命は「わが国の平和と独立を守る」ことだとはつきり明記してあるのであって、外国のゲリラ戦の戦場に赴くことだとは書いてないのです。さらに自衛隊員は、「服務の宣誓」の中で、この条文に定めてあることに加えて、「日本国憲法を遵守」することを宣誓しておりますので、憲法違反の海外派兵に参加してはならないのであります。

#### 十二　重ねて申し上げますが、自衛隊員は、日本国憲法の下で祖国防衛のために自衛隊に入隊してきた人達であって、イラクを始め世界のゲリラ戦の戦場に赴くために入隊してきた人達ではありません。それなのに「国益」の二文字を以て、外国のゲリラ戦の戦場で、自衛隊員の命を危険にさらし、命を犠牲にすることを強いることは、憲法違反の行

為であることはもとより、政府の契約違反行為であり、甚だしい人権侵害であります。国民一人ひとりの幸福を離れて、眞の「国益」はありません。

十三　貴台は、理不尽なる海外派兵によって自己の崇高なる祖国防衛の志に全く反して、遠く異境のゲリラ戦場に派遣され、一つしかない生命を危険にさらされることに対する二十四万人の自衛隊員とその家族の無念と悲痛な思いが全くお分かりにならないのでしょうか。

#### 十四　日本国政府は、アメリカを支援し、イラク復興のため

諸外国に比して極めて多額のお金をお出しになるとのことであります。この要望書においては、お金が出されることについて、深く論ずることはいたしません。初回分として十五億ドル（千五百六十五億円）のお金を出すことは、その是非は別として、それだけで十分アメリカ政府を満足させるものであることを指摘するにとどめておきます。一方、人を出すということは我が国の存亡と国民の幸せに対し、極めて重大な好ましくない結果を生むのであります。フランス、ドイツ、ロシア、中国は、金も人も出しておりません。イスラム教国は、いずれも派兵しておりません。アジアで派兵しているのは韓国のみであり、この国は朝鮮戦争でアメリカに大きな恩義がある特別の国なのであります。この度のイラク戦争は、歴史的みるとならば、千年以上にわたるキリスト教徒とイスラム教徒の熾烈な戦いの延長と

の見方も成り立つのであります。そのような戦場に人まで派遣し、火中に飛び込む栗のような行動を取ることは、取り返しのつかない結果を生む外交、軍事上の失策となるであります。

十五 平和憲法の下で、イラク派兵が強行されるならば、もはや、憲法の歯止めはなくなります。現在は、世界の戦場のほとんど全てが不正規軍とのゲリラ戦の戦場なのであります。かくて、世界の警察官としてのアメリカの行くところ自衛隊は世界のほとんどの戦場に派兵されることになります。その時自衛隊に入隊しようとすることは激減し、徴兵制を敷かざるを得なくなります。その結果再び日本人は、海外の戦場で命を落すことになるのであります。先の大戦で散華された英靈が最も望まれなかつた事態となるのであります。また、現在の自衛隊における明るく民主的な気風も、やがて荒れすさんだものに変わっていくことを危惧いたします。

十六 憲法第九条が存在しているがゆえに、日本国民は、朝鮮戦争にも、ベトナム戦争にも、その他多くの戦争に参加することから免れることができました。今後とも、憲法第十九条の持つ意義を十分にわきまえて、海外派兵を慎むべきであります。日本は、海外派兵中心の防衛政策から祖国防衛中心の防衛政策に転換すべきであります。そのことは、「剣は磨くべし、されど用うべからず」という古今の兵法

の鉄則、日本武士道の本義にも合致することであります。みだりに兵を動かさず、自衛隊員の命を大切にして、二十四万人の自衛隊員とその家族をいつくしみ、渾身の勇を振るつてアメリカの圧力から自衛隊員とその家族を守つてこそ、眞の為政者であり、大和もののふであると確信いたします。冷酷なる為政者として日本歴史に名をとどめるようなことは、決してなさらぬよう心からお願いするものであります。

敷島の大和心を人問はば イラク派兵はせじと答へよ

# 「緑こそいのち」の碑

釜渕公園（栄町）の入り口に立つと、向こう側の真正面に、黒松と櫻におおわれて、雪の上の富士山にも似た石碑が望見される。

高さ一・六六メートル、幅二・一メートル、厚さ六十八センチメートル、どつしりとした大日ヶ原産花崗岩の巨石である。碑面には「緑こそいのち」と肉太に力強く記されている。

吉田巖第二代加茂市長の筆跡である。下部に小さく「一九七三年加茂ライオンズクラブ」と刻まれている。

昭和四十七年（一九七二）五月二十一日、第二十三回全国植林業試験場の庭で「お手まき行

月二十一日、第一回全国植樹祭の開催され、昭和天皇・皇后両陛下が行啓幸せられた。当日は、折悪しく雨、風が激しく気温は十二度で肌寒い。約一万八千人の参会者は、ビニールの雨合羽を着用しながらも強風にあおられて濡れ、靴を泥だらけにして杉と赤松の苗木を八ヘクタールの用地に植えたと報道された。

天皇・皇后両陛下は、テントを張ったお野立ち所にしつらえられた木箱に、杉苗を三本ずつお手植えされたという。翌二十一日、両陛下は岩船郡朝日村県

は「ランオンズの森」を創設し、全国植樹祭に呼応したいと力説し、其感を得て次期会長に引き継いだという。

それにもかかわらず、長沢氏

は「新光園芸」と「西加茂振興会が水谷陽建設

が公園に黒松寄贈

師走に佳話二題



昭和四十八年十一月二十五日の釜淵公園植樹祭を掲載している、当時の新潟県央新聞。

事」を行われた。当時、県国土緑化推進委員会長を兼任していた吉田加茂市長は、天皇陛下が杉の種子を蒔かれる際、介添え役の光榮に浴したという。

植樹祭に参加した加茂ライオンズクラブ長沢進次第七代会長は、「終わりになる頃、電気が降つて来る。靴は泥田の如き状態の所から抜けず、まさに阿鼻叫喚、洋服はずぶ濡れ、腰から下は泥まみれで見るも哀れな状況であった」と、『自叙伝』で述べている。

それにもかかわらず、長沢氏は「ランオンズの森」を創設し、全国植樹祭に呼応したいと力説し、其感を得て次期会長に引き継いだという。

加茂市役所、教育委員会、加

茂農林高校等の協力を得て、全

国各県の木を公園広場の周辺に

植林、造園業者寄贈の五十年生

黒松を碑陰に植えて、昭和四十五年十一月二十五日に釜淵公園植樹祭を挙行している。

当日も雨模様ながら、加茂市長に贈呈目録が手渡された。以

来三十年になるが、まだ林のよ

うである。森になるには五十年の歳月は必要であろうか。

（古川 信二）



液中のカルシウムがエナメル質と結び付く、再石灰化を促進します。

二つめは、ブラーク（歯垢）中のミュータンス菌（虫歯を作る代表的な菌）を減少させ、酸の生成を抑制し、虫歯にならないようにする効果です。ミューティのコマーシャルなどで目に見えるようになつたのでは

ないでしょうか。

キシリトールは天然素

材甘味料で、白樺や櫻など

どの樹木から取れる成分

で、キシリランを原料にし

て、生産されています。

私たちの身近なところで

取り込んで栄養にするこ

とができるため弱つ

てしまい、酸を生成でき

なくなります。ブラーク

（歯垢）もブラッシング

で簡単に落とせる性質に

かわり、虫歯になりにく

くなるという訳です。

ただし、キシリトール

を食べれば、必ず、虫歯

予防ができるわけではな

いので、食生活に注意を

はらい、毎日の歯みがきをきち

んとしましよう。

（加茂市歯科医師会）

## キシリトールについて

その特徴としては、食味度があり、カロリーは1グラム当たり3キロカロリーで砂糖の約75%です。溶ける時に熱を吸収するので、独特の清涼感があります。

キシリトールの虫歯予防に役立つ効果としては、二つあげられます。

一つめは、キシリトールの甘さにより、唾液を出させる効果です。唾液が増えることにより酸を中和する能力が高まり、唾液

11月1日現在の「人口のうき」は、本紙発行の都合により次号と11月15日発行のお知らせ版に掲載させていただきます。